

藤沢市廃棄物の減量化，資源化及び適正処理等に関する条例の一部改正について

藤沢市廃棄物の減量化，資源化及び適正処理等に関する条例の一部を次のように改正する。

2019年（平成31年）2月15日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市廃棄物の減量化，資源化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例

藤沢市廃棄物の減量化，資源化及び適正処理等に関する条例（平成5年藤沢市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第39条第5号中「短期大学」の次に「（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）」を，「卒業した」の次に「（同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）」を加え，同条第6号中「短期大学」の次に「（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）」を，「卒業した」の次に「（同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）」を加える。

附 則

この条例は，平成31年4月1日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは，廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部が改正されたことに伴い，規定の整備をする必要による。